

瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付要綱

〔平成27年3月27日〕
告示第 51号

（目的）

第1条 この要綱は、町の区域内（以下「町内」という。）に事業所を有する中小企業者が、自社の製品、技術等を広く周知し、及び宣伝して販路開拓及び受注拡大を図るため、国内外の見本市、展示会等（以下「見本市等」という。）に出展する場合に、町が予算の範囲内でこれに要した費用の一部を補助することにより経営の安定及び向上を促進し、もって町内産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

（対象見本市等）

第3条 補助の対象となる見本市等は、当該年度内に実施し、及び完了する販売を主たる目的としない見本市等とする。ただし、他の団体から同種の補助金の交付を受けて出展するものを除く。

（対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- （1）町内に事業所を有する法人又は町内に住所及び事業所を有する個人であること。
- （2）既に納期の到来した町税を完納していること。

（対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、中小企業者の負担に係る見本市等への出展に要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1）出展料
- （2）出展するために作成するパンフレット及びポスターの作成費
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費（以下「対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出した補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 前項の場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 同一の年度内における同一の中小企業者に対する補助金の額は、10万円を限度とする。

4 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする第4条に規定する対象者（以下「申請者」という。）は、見本市等に出展する前に、瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。この場合において、補助金の支払予定総額が当該年度の予算額を満了したときは、その日を申請期限とする。

（1）法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票の写し）

（2）過去2年分の市町村税又は特別区税の納税証明書

（3）出展する見本市等の概要の分かるもの

（4）対象経費内訳書

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、見本市等への出展を完了したときは、当該完了をした日から1月以内に、瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第5条に規定する対象経費に係る領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合で、その内容を審査し、当該実績報告に係る成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付確定通知書(様式第4号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付請求書(様式第5号)により町長に補助金を請求するものとする。

(交付)

第12条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(効果報告)

第13条 補助対象者は、見本市等への出展を完了してからの効果について、町長が指定する期日までに、瑞穂町産業見本市等出展支援事業効果報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第95号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。